

学校法人四国高松学園給与規程

昭和47年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 学校法人四国高松学園就業規則第21条及び幼保連携型認定こども園高松東幼稚園就業規則第16条の規定に基づく給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において、給与とは、基本給及び諸手当をいう。

2 基本給とは、就業規則に定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

3 諸手当とは、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、超過勤務手当、特別業務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及びその他手当をいう。

4 諸手当に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の支給)

第3条 給与(期末手当、勤勉手当を除く。)の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が銀行法第15条第1項の規定に基づく休日に該当する場合においては、その直前の銀行営業日を支給日とする。

2 給与の支給は、原則として当該職員の指定する金融機関預金口座への振込みとする。

(基本給の支給基準)

第4条 基本給の俸給表の種類及び各俸給表の適用は、次に掲げるとおりとする。

一 指定職俸給表

理事長、副理事長、学長

二 教育職員俸給表

教授、准教授、講師、助教・助手、教務職員

園長、教諭、講師

三 事務職員俸給表

事務職員

四 技能職員俸給表

技能職員

2 基本給の俸給表は、別表のとおりとする。

(初任給の基準)

第5条 初任給の基本給は、その職務に準じ、学歴、職歴、資格、技能及び年齢等を考慮し理事長が決定する。

(高年齢職員の基本給)

第5条の2 60歳以上の職員(60歳に到達して以降に採用された職員を除く。)の60歳に到達した翌年度の4月以降の基本給の額は、当該職員が60歳到達時点で適用されていた号俸の額に100分の70を乗じて得た額とする。

2 他機関を定年退職後に採用された職員の65歳に到達した翌年度の4月以降の基本給の額は、当該職員が65歳到達時点で適用されていた基本給の額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 理事長が人事管理上特に必要があると認めたときは、前二項の規定にかかわらず、別の額を定めることができる。

(給与の計算期間)

第6条 給与支給の計算期間は、当月の1日から末日までとする。ただし、超過勤務手当等勤務の実績に応じて支給する手当は、当該月の実績の基づき翌月の給与支給日に支給する。

(給与の日割計算)

第7条 月の中途採用又は中途退職等により、給与の日割計算を必要とする場合の給与は、その月の総日数から勤務を要しない日数を控除した日数を基礎として日割によって計算する。

(昇給及び昇格)

第8条 職員が現基本給の受給後の1年間を、良好な成績で勤務したときは、上位の号俸に昇給させることができる。

2 職員が2年間を下らない期間を良好な成績で勤務した場合、あるいは功績顕著な場合については、職員を上位の職務の等級に昇格させることができる。

3 職員を上位の職務の等級に昇格させるときの号俸は、昇格前の号俸の上位の額の号俸とする。

(特別昇給)

第9条 勤務成績が特に良好な職員又は特に功労のあった職員には、前条第1項の規定にかかわらず、昇給期間を短縮し、若しくは、上位の号俸に特別昇給させることができる。

(昇給の時期)

第10条 昇給の時期は、原則として毎年4月・7月・10月・1月の4回とする。

(その他)

第11条 給与に関して特に必要なその他事項は、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 本規程による給与支給に必要な細則は別に定める。

附 則

この規程は昭和58年12月17日から施行する。

附 則

この規程は昭和61年6月16日から施行する。

附 則

この規程は昭和63年6月28日から施行する。

附 則

この規程は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成8年12月2日から施行する。

附 則

この規程は平成9年12月2日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成14年12月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月24日から施行し、平成29年1月1日から適用する

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の2第2項は、施行日以降に採用された職員に適用するものとし、それ以前に採用された職

員については、なお従前の例による。